



補償コンサルタント情報コミュニケーション誌

株式会社 新日

補償ニニコニ



本社 / 〒454-0011 名古屋市中川区山王一丁目8番28号

TEL: 052-331-5356 FAX: 052-331-4010

支店 / 岐阜、三重、豊田、東三河、西三河、稲沢、一宮、関東、東北、福島、仙台

営業所 / 静岡、関西、伊勢

URL https://www.shinnichi.co.jp E-mail: shinnichi@shinnichi.co.jp

編集者

内田 貢朗

ISO9001:2015

ISO27001:2013

所有者不明土地問題

少子高齢化と人口減少は、就業者確保や社会保険財源問題等の原因とな...

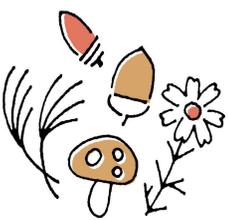
特に過疎化地域では、従来は所有していることに価値があるとされて...

建物移転に関わる廃材量について

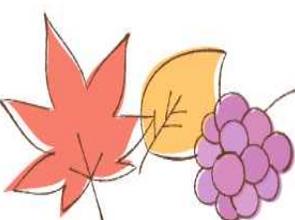
建物移転料を積算するにあたって、廃材の取り扱いについて悩むことが...

しかし建物に付随する工物のみが補償対象となる場合、本来建物設...

クリート、有筋の土間コンクリートがあり、それら廃材量にはともな...



「所有者不明土地連絡協議会（仮称）」の設置等具体的な動きが始まる...



キュービクル式受変電設備

「キュービクル式受変電設備」（以下、キュービクル）は、電力会社の...

キュービクルとは、もとと立方体を意味する『Cube』から派生した言葉で、小屋や小室、箱のことを言います。



めざせ!! 50周年 はばたけ!! 新日

かまいたし だより



技術者を 取り巻く環境

私が東北支店へ転勤し早くも5年が過ぎようとしています。

東北支店では主に釜石市における復興整備事業に従事してきました。

この事業の特徴は、早期復興を実現するために測量調査設計業務と建設工事を提案体JVで一体的に行っていることです。釜石市では、被災者の一日も早い生活再建を進めるため、用地買収や許認可手続きが整った区域から順次工事に着手することを求められています。

測量調査設計業務と建設工事を一体的に同時進行することで、こうした変則的な事業の進め方が可能となっています。

また提案体JVでは、各部門の技術者が意見を出し合い、何をいつまでにやらなければならないかを基本計画の立案や様々なリスクを想定し解決策を検討するリスク管理等を行い、事業推進の円滑化を図っています。私も測量業務の担当者としてこうした会議に参加しています。基本計画の立案やリスク管理は、通常、発注者側で処理済みの場合が多く携わる機会が少ないので、とても貴重な経験をさせて頂いていま

す。今後も積極的に取り組み、企画力や課題を発生し解決する能力を高めたいと考えています。

近年の我々技術者を取り巻く環境としては、人工知能(AI)やビッグデータ等の先端技術の急速な進展により、これまで人間にしかできないとされていた仕事がコンピュータに代替えされようとしています。イギリスの大学がまとめた「雇用の未来」というレポートでは様々な職種について、今後10年でコンピュータに代替えされる確率を試算しています。その結果によると、代替えされる確率の高い職種の中に測量技術者が含まれているのです。

先端技術の進展は測量や地図作成の効率化・自動化に寄与することが期待されていますが、その一方で測量技術者の仕事を奪う恐れもあります。この相反する課題をどう捉えれば良いのでしょうか。

このレポートではコンピュータが代替えできない仕事として、①芸術等の創造力を要する仕事、②セラピスト等の人の心に働きかける仕事、③新技術を創造するエンジニア

ア、④新技術を紹介するセールスエンジニアを挙げられています。つまり優れたコンピュータでも「新たなものを創造する」、「人とのコミュニケーション」や「状況を見極め判断して行動に移す」といったことはできないのです。

このことから私たちが生き残るには、コンピュータが持つていない創造力や交渉力、判断力といったコンサル力を備えた技術者に成長することが必要だと言えます。そして顧客のニーズに基づき先端技術を有効活用することで、徹底した効率化を図ることが重要となります。そうすることで私たちは、企画や提案、交渉といった仕事に専念できるようになり、その結果、かゆいところに手が届く、より良いサービスを提供が可能になると推察します。



相続登記未了の 用地について

福島県で道路CMの用地担当として復興業務に携わり一年半が経ちました。業務個所は昨年度に全工区の物件調査を終え、工区の終点側でも用地補償説明会を開催し本格的な用地交渉に入っています。

業務の進捗に伴い、用地補償総合技術業務では成果品の照合を終えて積極的に用地交渉に動いてもらっている段階です。

私も今年度は業務委託の管理や買収困難箇所の解決に向けた検討に加え、買収状況や予算の管理などの業務に携わっています。職員の方々と共に業務をすることで、予算の計画から登記の申請、支払い手続きまでの用地事務の一連の流れを見ること

ができ、良い経験となつていきます。

私が関わる路線では復興事業ということもあり事業に協力したいという権利者が多数ではありませんが、課題もあります。その中でも今回は相続の問題について書きたいと思

います。

業務個所には多数相続が発生した土地がいくつもあり取得に向け動いていますが、やはり相続関係人が数人となる土地であれば取り纏めるにしても持分契約を行うにしても相当な時間を要します。

また、土地の権利者だけではない、買収地に設定されている抵当権や所有権仮登記等を設定した人が既に亡くなっている場合も、登記の抹消の手続きを進めるために相続関係の確認が必要で

す。相続の手法については何通りかありますが、起業者側としては誰か一人を代表として取り纏めたいというのが第一です。遺産は、相続人が複数の場合、全員の共同相続財産となります。その共同で相続した相続財産を具体的に誰にどのように分けるかを話し合うのが遺産分割協議です。実際にその旨を記載した遺産分割協議書への署名押印をもって了解として

います。

しかしそれは相続人全員の意思が揃わねばなりません。一人でも合意できないと取り纏めはできませんので、法定持分での契約を考えます。相続人の範囲や法定相続分は民法で定められて

います。配偶者と子供が相続人となる場合の相続割合は配偶者1/2、子1/2(全員で)1/2となるのは現行の民法(昭和55年改正)で、それ以前の民法では配偶者の相続分は子より少ないものでした。戦後の民法改正では配偶者1/3、子(全員で)2/3と定められており、更に遡ると戦前の民法では家督相続制度になり、嫡男が家督相続人として家の財産をすべて受け継ぐとされて

釜石秋の風物詩

朝夕は空気が冷たく肌寒く感じる季節となりました。

この季節の釜石の風物詩といえば、「釜石まつり」です。

釜石まつりは古くから伝わる尾崎神社祭典と山神社祭典(釜石製鐵所の守護神社の祭り)が昭和42年から合同で開催されるようになり釜石まつりとなり

ました。毎年10月第3金曜日(日曜日)の3日間

に渡って開催され、土曜は尾崎半島にある尾崎神社本宮から船で市内

にある里宮にご神体を奉遷する「曳き船まつり」が行われ、お召船を中心に虎舞や神楽を乗せた十数隻の船が大漁旗をなびかせて釜石港内をパレード

します。日曜は尾崎神社と山神社の両神社の神輿を中心

に、手踊りや樽みこしなどの大行列が市内目抜き通りをパレード

します。

当社は、釜石市復興整備事業中央ブロック提案

体の一員として、2014年

の初参加時点に比べ、曳き船の数の増加、沿道の



観客の増加など祭り参加者が増えているところにも復興を感じることができました。

神輿の担ぎ手が増えたことにより、神輿を担ぐ回数が減り体力的に楽になった

のですが、4年の歳月により私の体力の低下の方が著しかったためか、5回参加の中で一番体力的に辛い祭りとなり

ました。

釜石まつりに参加する者が増えたらあと2回参加しないと利益がないと祭の関係者からよく言われます。

来年参加すれば6回参加となり2回目のご利益が得られます。

2回目のご利益を得るために体を鍛えて来年も参加できればと思っています。

(M・H)



後編集

街路樹は色づき、朝晩が寒く暖房器具が恋しい季節となりました。今年は一時的とはいえ9月頃にインフルエンザが蔓延してきましたが、空気が乾燥してきたこれからはインフルエンザの本番の季節です。外出から戻りましたらうがい、手洗いを確実に実施するとともに、予防注射等、早目のインフルエンザ対策でこれからの繁忙期を乗り切りましょう。

今年も、メッセナゴヤ

に出展し、伊勢市駅前再開発を中心に建設コンサルタントという仕事を紹介しました。当社では多方面での業務にかかわることで技術的な向上を図り、日々の努力の積み重ねで皆様のお役に立てるよう頑張っています。

(M・U)